

議案第百八号

学校々舎等使用料条例の一部改正について

次のとおり学校々舎等使用料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

昭和四拾四年九月露九日

原案可決

三朝町議会議長

矢日秀雄

写

学校々舎等使用料条例の一部を改正する条例

学校々舎等使用料条例（昭和二十九年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「学校々舎」を「学校校舎」に改める。

第一条中「地方自治法」の下に「、昭和二十二年法律第六十七号」を加え、「学校々舎等」を「学校校舎等」に改める。

第三条中「学校々舎等」を「学校校舎等」に改める。

第五条中「総て」を「すべて」に改める。

第六条中「若し」を「若しくは」に、「集会」を「集会」に、「使用にして」を「使用して」に、「得たるときは」を「得たときは」に改める。

第七条第三号中「於て」を「において」に改める。

第八条第一項中「取消すこと」が「できる」の下に「。この場合において、使用料の一部又は全部を還付することができ、」を加え、同条第二項を削る。

第九条中「建物、器具」を「建物又は器具」に、「亡失毀損」を「亡失又

は「損傷」に、「を」して「賠償」を「に補償」に改める。
 第十條中「本條例」を「この條例」に、「町長が」を「教育委員会規
 則で」に改める。

別表中

講堂	教室 (一日一教室につき)	公民館 その他の建築物
----	------------------	----------------

を

体育館	教室 (一日一教室につき)	公民館
-----	------------------	-----

に改める。

附則

この條例は、公布の日から施行する。